

大阪府・大阪市成長戦略推進会議設置要綱

(目的)

第1 「大阪の成長戦略」の実現を推進するため、「大阪府・大阪市成長戦略推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2 会議は、以下に定める者で組織する。

(1) 大阪府

副知事、副首都推進局長、危機管理監、政策企画部長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、教育長、警察本部総務部長、大阪港湾局長

(2) 大阪市

副市長、副首都推進局長(再掲)、政策企画室長、経済戦略局長、I R推進局長(再掲)、大阪港湾局長(再掲)

(会議)

第3 会議は、副知事及び副市長が共管で主宰する。

2 会議は、必要の都度、開催する。

3 主宰者は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めるものとする。

(公表及び会議の庶務)

第4 会議は原則として公開で行うこととし、庶務は大阪府政策企画部企画室及び大阪市政策企画室企画部で行う。

(その他)

第5 その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、副知事及び副市長が協議の上、これを定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。